

家畜衛生だより

令和3年10月第26号（鶏）
東部・北部家畜防疫獣医師会
（公社）千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL：0475（52）4101
FAX：0475（52）3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>



北海道の死亡野鳥から 低病原性鳥インフルエンザが検出！

令和3年10月26日に北海道旭川市で回収された死亡野鳥から、H5亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

（高病原性鳥インフルエンザウイルスは検出されませんでした。）

また、韓国でも野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されています。日本への渡り鳥の飛来は始まっており、農場への鳥インフルエンザの侵入のリスクは高まっています。

今一度、飼養衛生管理の確認と徹底をお願いします。

農場へのウイルス侵入を防ぐため、以下の項目を再度点検し、チェックしてみましょう！

<input checked="" type="checkbox"/>	主要7項目
<input type="checkbox"/>	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
<input type="checkbox"/>	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用
<input type="checkbox"/>	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
<input type="checkbox"/>	家きん舎に立ち入る者の手指消毒
<input type="checkbox"/>	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用
<input type="checkbox"/>	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
<input type="checkbox"/>	ねずみ及び害虫の駆除

飼養衛生管理者の方は従業員への周知・教育を！！

💡 毎月1日は一斉消毒の日 💡

疑わしい症状があれば速やかに獣医師や家畜保健衛生所に連絡を！

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください